

療養に必要な制度

特別障害者手当

在宅療養者で、日常生活において常に特別の介護を要する 20 歳以上、おおむね身体障害者手帳の 1 級、2 級の方。手続き→市町村の障害福祉の窓口へ（月額 26,440 円）前年度の所得により支給の制限があります。

他に、市町村単独の見舞金、障害者給付金を支給しているところがあります。

身体障害者手帳の取得

手続き→市町村の障害福祉担当窓口 指定医による診断書、1 年以内の写真、印鑑を持参。下記のような割引があります。

◎障害者に対する税制上の特別措置 所得税、住民税に本人または配偶者、扶養親族への税金控除があります。税務署の「年末調整の手引き」参照。

◎J R、航空機運賃の割引があります。

◎公共交通機関ではそれぞれ割引率を独自に決めています。

◎有料道路の通行料金割引 障害者が運転、または介護者が障害者の移動のために運転する場合 50%割引。割引証は、市町村の障害福祉窓口。

◎NHK放送受信料の割引。

◎その他、公営住宅の優先入居、生活福祉資金の貸し付けなどがあります。障害年金

- ・ 国民年金に加入している人は障害基礎年金→手続きは市町村の国民年金
- ・ 厚生年金（共済年金）に加入している人は障害基礎年金プラス障害厚生年金を受給できます。→手続きは社会保健事務所（共済組合）

*注意 初めて診察を受けた日から 1 年 6 か月を経過した日（またはその期間内の障害の程度が固定した日）に、障害者手帳 1 級、2 級に該当する障害の程度があること。

介護保険について

40 歳以上の A L S 患者さんが、介護保険サービスを利用するときは、市町村の介護保険の窓口で「要介護認定」を受ける申請を行います。調査員が在宅や入院先を訪問して調査項目に沿った質問をし、要介護度を決めるデータを作成します。

申請は入院中であっても受け付けられます。

→ALS患者さんは、介護保険のサービスでは車椅子のレンタルや、ホームヘルパー、入浴サービスが多く利用されています。所得に応じて自己負担が必要です。年金だけの受給者は1割負担が多いようです。